

次世代法行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成32年3月31日までの2年間

2. 内容

取組1：法制度を上回る育児に関する休暇、休職の改訂

<対策>

- 平成30年4月～ 契約社員就業規則類を従業員と同じ法律上より優遇規程とするか検討
- 平成31年4月 契約社員就業規則改訂

取組2：管理職ダイバーシティ研修の継続実施

<対策>

- 平成30年9月 現管理職に対し、ダイバーシティ研修実施
- 平成31年9月 同 上

以上